平成２５年（フ）第１００６号
福岡県太宰府市御笠１丁目２番13号
債務者　永田　陸男
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森中　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７６号
埼玉県行田市棚田町３丁目７番地42
債務者　小林美智子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　紀久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１７７号
埼玉県行田市大字若小玉3882番地５
債務者　小林　良介
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　紀久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２８５８号
大阪府高槻市牧田町６番23―106号
債務者　井口　史裕
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　高敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５９号
大阪府高槻市牧田町６番23―106号
債務者　アルミ専商こと　井口　卓彦
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　高敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５４号
神戸市中央区北野町２丁目２番１号　北野マンション１号棟103号室
債務者　ビーフショップ藤野こと藤野精肉店こと　藤野　文博
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８７６号
大阪府東大阪市西岩田２丁目７番25―1418号
債務者　萩原　真希
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　豊
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１３８号
北海道寿都郡黒松内町字熱郛34番地
債務者　稲田　裕佳
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１９４号
函館市美原３丁目51番１号
債務者　小室　恵司
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１９５号
函館市美原３丁目51番１号
債務者　小室由美子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９７号
山形県東根市六田２丁目２番23号
債務者　小林　利亮
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１７号
山形市富の中１丁目17番29号　サンコーポ梨の木202号
債務者　石沢　義和
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５２号
埼玉県春日部市内牧2704番地７
債務者　山口　繭子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
埼玉県秩父郡長瀞町大字井戸869番地２
債務者　小川　玲子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
埼玉県秩父市野坂町２丁目13番３号
債務者　山口　和義
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
埼玉県秩父市大野原655番地　萩原第一ハイツ201号
債務者　岡　　和廣
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
新潟県長岡市加津保町1695番地２　特別養護老人ホームかつぼ園、前住所新潟県長岡市悠久町１丁目77番地１
債務者　小竹テル子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽5125番地
債務者　高橋いづみ
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係